

令和2年度 町内認可保育施設 及び児童館の利用申込み受付を開始します



☆ 対象児童及び定員について

区分	施設名	定員	対象児童
認可 保育所	第一保育所（町立） 石川町字古館 143-1	120名	平成26年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた児童
認可 保育所	第二保育所（町立） 石川町字松木下 62-1	90名	平成26年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた児童、及び平成31年4月2日以降に生まれた6ヵ月以上の乳児（乳児は定員6名）
認可 保育所	野木沢保育所（町立） 石川町大字曲木字燈籠場 7	45名	平成26年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた児童
認定 こども園	認定こども園 石川文化幼稚園 ・クローバー保育園（私立） 石川町字当町 67-2	60名 (2・3号認定)	平成26年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた児童、及び平成31年4月2日以降に生まれた6ヵ月以上の乳児（乳児は定員6名）
児童館	沢田児童館（町立） 石川町大字沢井字上ノ原 32	—	平成26年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた児童
小規模 保育施設	やどかり保育園（民間） 石川町大字形見字尾巻 188-1	14名	平成29年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた児童、及び平成31年4月2日以降に生まれた6ヵ月以上の乳児（乳児は定員3名）
小規模 保育施設	石川おひさま保育園（民間） 石川町字新町 98 番地の 1	7名	平成29年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた児童、及び平成31年4月2日以降に生まれた2ヵ月以上の乳児（乳児は定員2名）

- 1 保育施設等の利用申込みの前に、保育の認定を行います。保育の認定は、保護者等の就労状況により家庭で保育できない児童について認定をいたします。
- 2 保育利用の認定となる児童の保護者は、保育施設等に利用の申込みができます。なお、保護者等が求職中の場合でも申込みができますが、90日程度の利用に限られます。
- 3 利用申込みが定員を大幅に超える場合には、第一希望の保育所に入所できない場合があります。

☆ 保育時間について【※令和元年11月1日現在で掲載しており、変更になる場合があります】

施設名	保育時間（月曜日～金曜日）	保育時間（土曜日）
第一保育所	午前7時15分～午後6時15分	午前7時15分～午後6時15分
第二保育所	午前7時15分～午後6時15分	午前7時15分～午後6時15分
野木沢保育所	午前8時00分～午後5時45分	午前8時00分～正午
認定こども園 クローバー保育園	午前7時00分～午後6時00分	午前8時00分～午後5時00分
沢田児童館	午前8時00分～午後4時00分	午前8時00分～正午
やどかり保育園	午前7時30分～午後6時30分	午前7時30分～午後1時00分
石川おひさま 保育園	午前7時00分～午後6時00分	午前7時00分～午後6時00分

第一保育所及び第二保育所は通常保育終了後から午後6時45分まで30分の延長保育を行います。また、クローバー保育園も通常保育終了後から午後6時30分まで30分の延長保育を行います。（いずれも料金は別途）

☆ 保育料について

保育料・児童館使用料は町の徴収条例・規則により決定します。
また、令和元年10月から3歳以上児の保育料が無償化となります。



☆ 申込受付期間

令和元年11月1日（金）から令和元年11月29日（金）まで

※ クローバー保育園については、別途期限を設けています。詳細については施設へお問合わせください。

☆ 申込等について

- 1 保健福祉課児童福祉係、各保育所・児童館にて認定申請書及び保育利用申請書等を配布します。必要事項を記入の上、必要書類を添付して、役場児童福祉係もしくは利用を希望する各保育所・児童館へご提出ください。（先着順ではありません。）
- 2 現在保育所等に入所している児童で令和2年度以降も引き続き同一施設に入所を希望する場合は、申込みの必要はありません。ただし、教育・保育給付認定現況届等の必要書類は提出していただきます。
※ 詳しくは、『令和2年度保育所（児童館）入所案内』をご覧ください。

（問い合わせ先 保健福祉課児童福祉係 電話 26-0811）